



弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園再整備工事 説明会

令和7年7月4日（金）

発注者  守口市 都市整備部 道路公園課

施工者  株式会社 久本組

説明の流れ

1. 工事概要
2. 位置図
3. 整備後のイメージ
4. 主なアンケート結果
5. 整備の方針について
6. 仮設計画図（出入口・現場詰所・仮設トイレ）
7. 仮設計画図（仮囲い）
8. 工事車両運行ルート図（基本）
9. 工程表
10. 工事上の順守事項

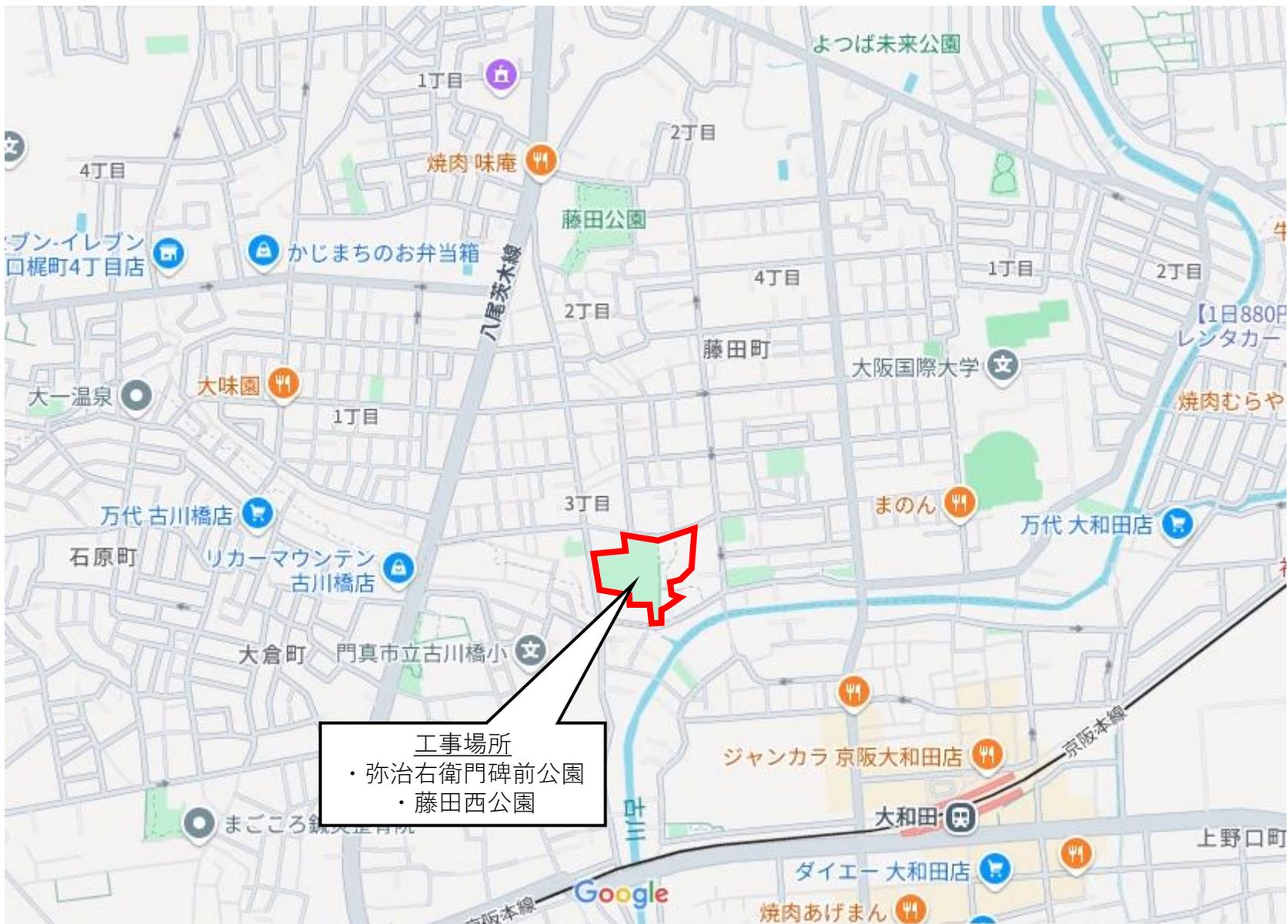


1.工事概要

- 【工事名称】 弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園再整備工事
- 【工事場所】 守口市藤田町3丁目65番地
- 【工 期】 令和7年6月30日～令和8年3月31日
施工期間：地元説明会後(準備整い次第着手)～令和8年3月31日(予定)
- 【工事概要】 公園整備工1式
- 【発注機関】 守口市都市整備部道路公園課
住 所：守口市京阪本通2-5-5
TEL：06-6992-1703
担 当：山路、神崎
- 【受注者】 株式会社 久本組
住所：大阪市住吉区我孫子5-5-25
TEL：06-6692-0461
現場代理人：三鬼



2.位置図



3.整備後のイメージ

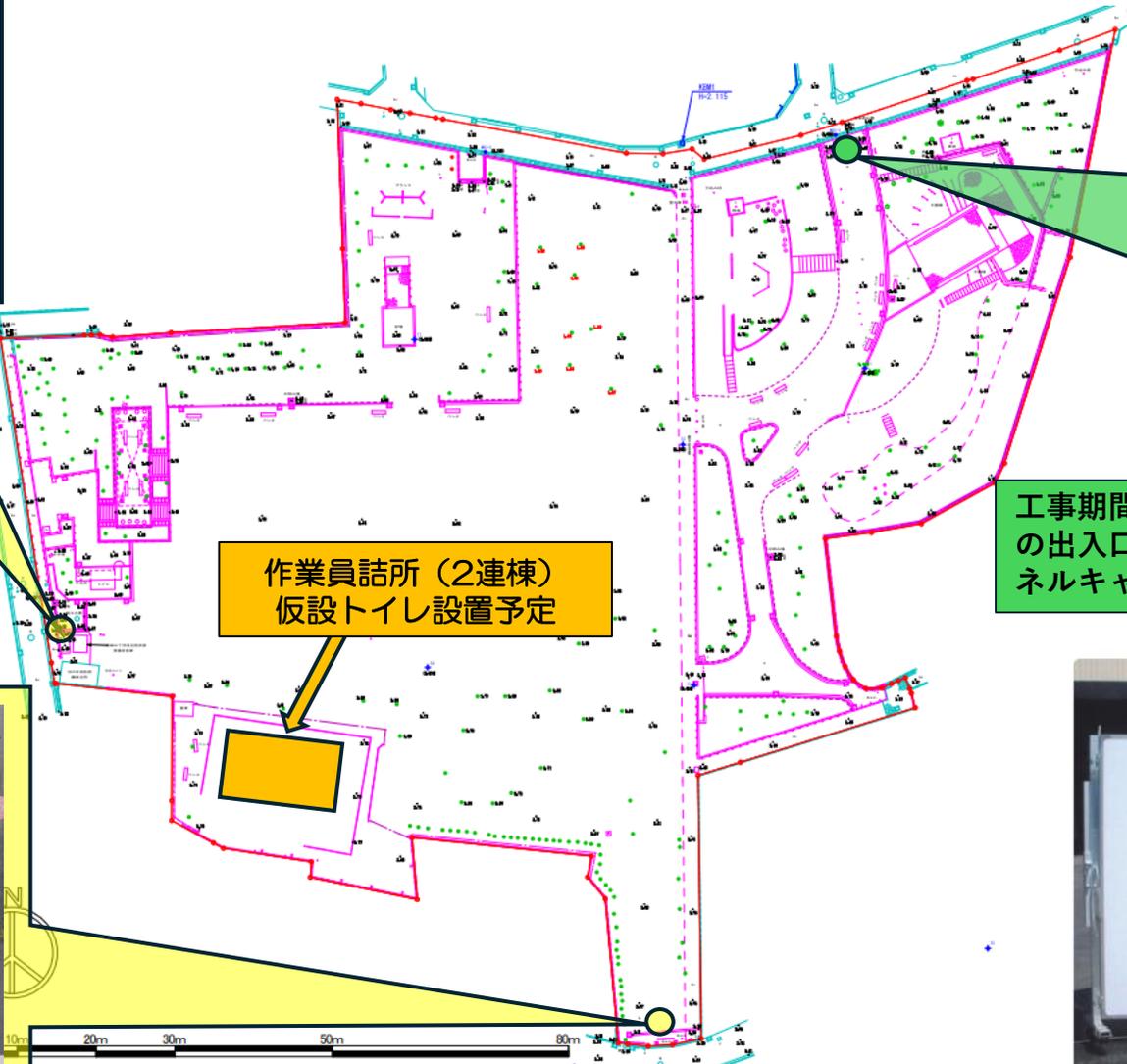


4. 主なアンケート結果

- あなたは、新しい公園をどのように使いたいですか
 - ◎ 散歩(ペットの散歩を含む) ⇒ 土広場外周に園路
 - ◎ 子供や孫と遊ぶ(幼児、未就学児) ⇒ 幼児エリア
- 新しい公園に期待するイメージを教えてください
 - ◎ 子供が安心して遊べる ⇒ 見通しの良い配置
 - ◎ 緑や自然を楽しめる ⇒ 樹木や芝生の整備
- どのような公園施設が必要と思いますか
 - ◎ ベンチなどの休養施設 ⇒ パーゴラ下に縁台、ベンチ
 - ◎ トイレ ⇒ 新築
 - ◎ 防犯カメラなどの防犯設備 ⇒ 現在のカメラを利用
- 公園整備について期待すること(自由記述)
 - ◎ 日影がほしい ⇒ パーゴラ
 - ◎ 安心・安全 ⇒ 出入口(南側除く)に2mの歩行空間を整備
 - ◎ 年齢によらず楽しめる(憩いの場) ⇒ 幼児エリア、児童用滑り台、健康遊具
 - ◎ 自然豊かでリラックスできる場所 ⇒ 桜の木の側にパーゴラを整備



6. 仮設計画図（出入口・現場詰所・仮設トイレ）



工事期間中、既存の公園入口部1箇所を工事用車両の出入口として利用予定です。車両出入口には、パネルキャスターゲートを設置予定です。



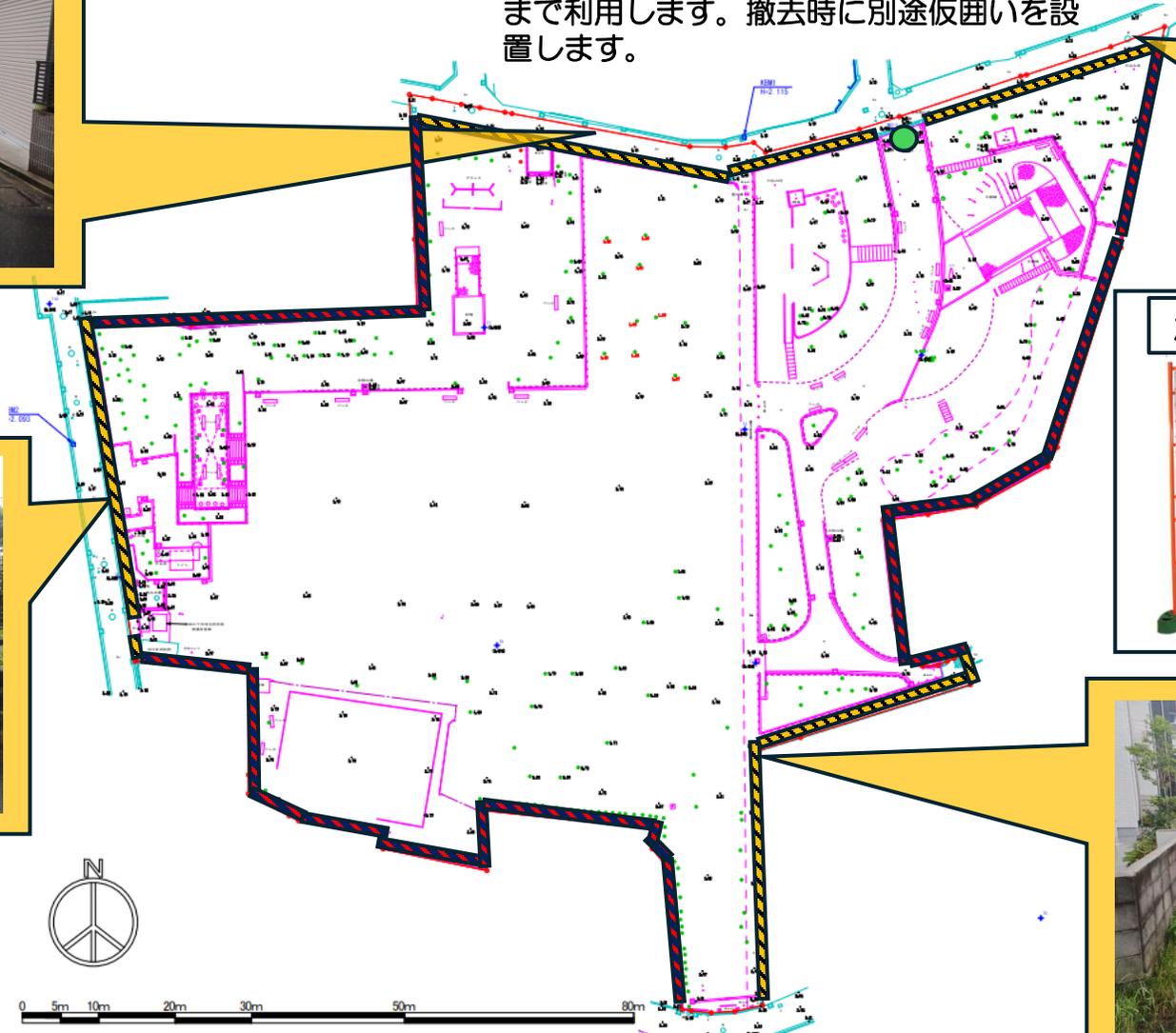
7. 仮設計画図(仮囲い)



(イメージ図)



-  工事開始後すぐに仮囲いを設置します。
-  現存するブロック塀・フェンスを撤去するまで利用します。撤去時に別途仮囲いを設置します。



ガードフェンス 1.8×1.8



目隠しシート



8. 工事車両運行ルート図 (基本)

主な工事車両の通行が多くなる日 (予定)		
◎重機回送用台車	R7.8月 (搬入)	R8年3月 (搬出)
◎ダンプトラック	R7.8月~R8.2月	1日4台×5回
◎ユニック車	R7.9月~R8.3月	1日2台×1回
◎生コン車	R7.9月~R8.3月	1日3台×1回



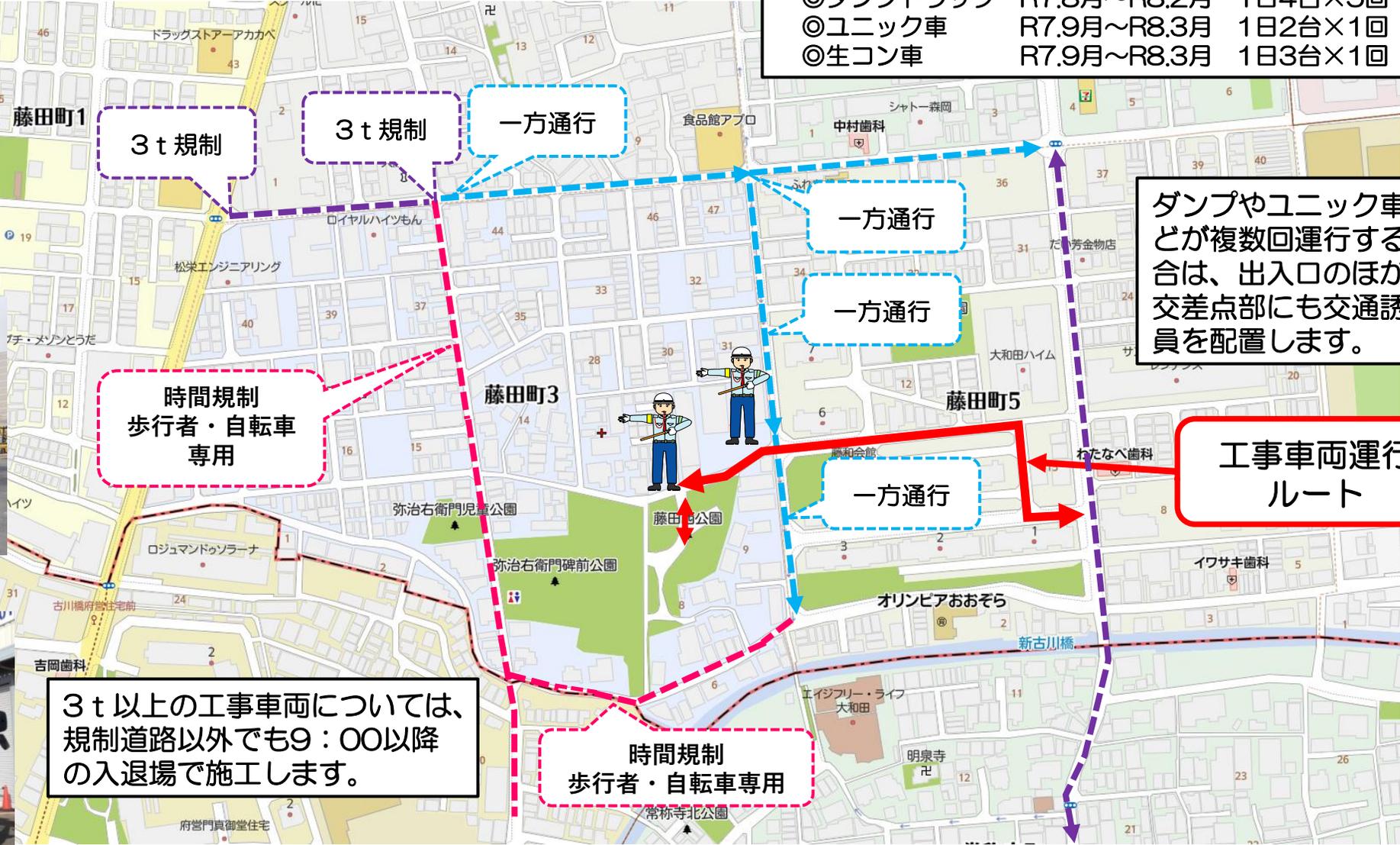
中型ダンプ (8t)



重機回送用台車 (8t)



ユニック車 (8t)



3t 規制

3t 規制

一方通行

一方通行

一方通行

時間規制
歩行者・自転車
専用

一方通行

工事車両運行
ルート

3t以上の工事車両については、
規制道路以外でも9:00以降
の入退場で施工します。

時間規制
歩行者・自転車専用

ダンプやユニック車など
が複数回運行する場
合は、出入口のほか
に交差点部にも交通誘
導員を配置します。

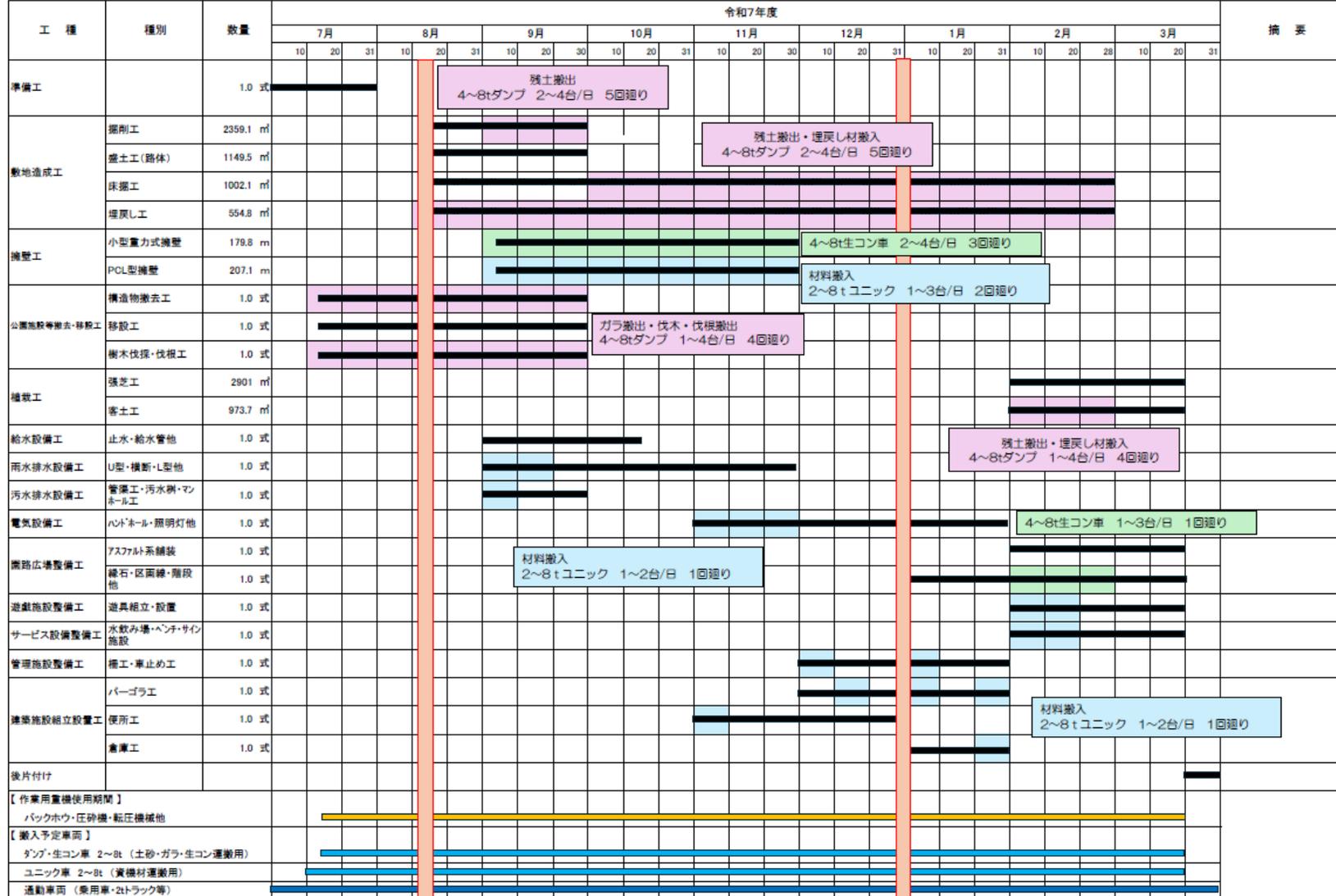
※基本ルートであり、変更になる場合があります。

9. 工程表

工 程 表

工 事 名 弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園再整備工事
 工 期 令和7年 6月30日～令和8年 3月31日

(受注者) 株式会社 久本組



※現場に週間工程表を掲示します。

10.工事上の順守事項



【作業時間・休日】

- 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとします。
重機作業は午前9時～午後5時とします。
※上記時間の前後30分程度準備・片付けを行います。
※コンクリート打設後の仕上げ作業等で、時間延長し作業を行う事があります。
※敷地外作業で、警察署又は監督官庁からの作業時間の指導がある場合は、それに従います。
- 原則として休工日は、原則土曜日、日曜日、祝日とします。ただし、作業進捗により作業を行う事がありますので、その場合は現場に掲示してお知らせいたします。

【周辺環境への配慮】

- 工事で使用する重機は、低騒音、低振動型の機械を使用し騒音・振動の低減を図ります。
- 工事の際建設機械による排ガスや工事車両の不要なアイドリングによる排ガスの低減を図ります。
- 工事中は、付近の環境及び風紀を保持するよう努めます。
- 周辺道路は、工事車両の土砂等で汚損しないよう注意し汚損した場合は速やかに散水のうえ清掃します。

【安全対策】

- 工事車両の出入口は、交通誘導員を2名配置します。
- 残土運搬車・ガラ運搬車・生コン車・資材搬出入車両などは中型車（4 t～8 t）で搬入出し、一般通行人の安全を確保します。
- 工事車両の運行は、原則として午前9時から午後5時までとします。（通勤車両は除きます。）
※警察署又は監督官庁からの運行時間の指導がある場合は、それに従います。
- 工事関係の車両の運行に関して、運行ルート・運行時間帯等の配慮事項を周知し、運転者に対して安全運転の徹底を図ります。
- 積荷の落下等が無いよう丁寧に作業を行います。

【その他】

異常気象などによる天候不順や、資材調達が困難な状況に陥るような、予期せぬ事が起きた場合に工期が延びる可能性があります。その際は、事前にお知らせのうえ作業を行ってまいりますのでご理解ご協力よろしくお願いいたします。